

議第 1 号

副市長の選任について

本市副市長若山裕は、令和3年7月24日任期満了することとなるので、その後任として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	若 山 裕	

議第 1 号参考

若 山 裕 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 主な経歴

地方自治法（抜粋）

〔副知事・副市町村長の設置及びその定数〕

第 161 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

② 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

〔副知事及び副市町村長の選任〕

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

〔副知事及び副市町村長の任期〕

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

三条市副市長定数条例（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 2 項の規定に基づき、三条市副市長の定数は、1 人とする。

議第 2 号

監査委員の選任について

識見を有する者のうちから選任された本市監査委員捧厚雄は、令和3年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	椀 澤 綾 子	

議第 2 号参考

椛 澤 綾 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方自治法（抜粋）

〔監査委員の設置及び定数〕

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

〔選任及び兼職の禁止〕

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

〔任期〕

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

三条市監査委員条例（抜粋）

（監査委員の定数）

第 2 条 本市の監査委員の定数は、3 人とする。

議第 3 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員長沼礼子は、令和3年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	樋 熊 敏 文	

議第 3 号参考

樋 熊 敏 文 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議第 4 号

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員猪浦賢治は、令和3年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	加 藤 亜津子	

議第 4 号参考

加 藤 亜 津 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議第 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員麩澤文雄は、令和3年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	麩 澤 文 雄	

議第 5 号参考

麩 澤 文 雄 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三条市税条例（抜粋）

（審査委員会の委員の定数）

第 67 条の 2 審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員に次の者を選任いたしたいので、議会の同意を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	土 田 泰 之	

議第 6 号参考

地方税法（抜粋）

（固定資産評価員の設置）

第 404 条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

議第 7 号

三条市税条例の一部改正について

三条市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市税条例の一部を改正する条例

三条市税条例（平成 17 年三条市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 25 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 第 24 項中「（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 64 条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）」を削り、同項を同条第 25 項とし、同条中第 23 項を第 24 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

23 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 13 条第 2 項、第 25 条の 3 の 3 第 1 項及び附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 附則第 10 条の 2 中第 24 項を第 25 項とし、第 23 項を第 24 項とし、同項の前

に 1 項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の三条市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第 7 号参考

三条市税条例（抜粋）

（個人の市民税の非課税の範囲）

第 13 条

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 16 万 8,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第 25 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 21 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合

計額が、35 万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 6 条 平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 22 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）

第 10 条の 2

24 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 64 条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。

議第 8 号

三条市手数料条例等の一部改正について

三条市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市手数料条例等の一部を改正する条例

(三条市手数料条例の一部改正)

第1条 三条市手数料条例（平成17年三条市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第30号までを2号ずつ繰り上げる。

(三条市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 三条市個人情報保護条例（平成17年三条市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三条市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議第 8 号参考

三条市手数料条例（抜粋）

別表（第 2 条関係）

2 市民部関係

(3) 削除

(4) 個人番号カードの再交付 1 件につき 800 円

三条市個人情報保護条例（抜粋）

（訂正等の請求に対する決定等）

第 25 条

- 3 前項の場合において、実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、当該個人情報を訂正等の上、その内容を同項の書面に記載するとともに、必要があると認めるときは、修正等に係る個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正等に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抜粋）

（趣旨）

- 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項及び第 19 条第 10 号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要

な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる執行機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

議第 9 号

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三条市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「（同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 号参考

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（特定教育・保育施設等との連携）

第 42 条

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

5 前項（同項第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

議第 10 号

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三
条市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条—第 49 条）」を
「第 5 章 事業所
第 6 章 雑則（
内保育事業（第 43 条—第 49 条）
第 50 条）」に改める。

第 7 条第 1 項中「。第 3 号」を「。以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」
の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に、「行う者」
を「行う施設」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するも
ののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ
れている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記
録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方
式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい
う。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

議第 10 号参考

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者

等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

議第 11 号

三条市都市公園条例の一部改正について

三条市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市都市公園条例の一部を改正する条例

三条市都市公園条例（平成 17 年三条市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表輪中の里公園の項の次に次のように加える。

須頃郷第 1 号公園	三条市須頃三丁目 218 番地
------------	-----------------

別表第 4 の 1 の表中「土地」の次に「（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設を除く。）」を加え、「第 7 条各号」を「第 7 条第 1 項各号」に、「第 12 条各号」を「第 12 条第 2 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 11 号参考

三条市都市公園条例（抜粋）

（名称及び位置）

第 2 条 市が設置する公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八幡公園	三条市八幡町12番18号
四日町公園	三条市四日町 8 番 5 号
新保公園	三条市東新保 4 番24号
大崎山公園	三条市東大崎4024番地 2
広貞公園	三条市直江町二丁目 2 番41号
興野公園	三条市興野三丁目 8 番 5 号
東三条公園	三条市東三条一丁目15番 4 — 6 号
由利公園	三条市由利15番21号
六ノ町河川緑地	三条市本町六丁目15番10号
保内公園	三条市下保内3714番地
輪中の里公園	三条市代官島3294番地
須頃郷第 2 号公園	三条市須頃一丁目114番地
須頃郷第 3 号公園	三条市須頃二丁目174番地
憩パーク嵐南	三条市南四日町一丁目13番24号
三条市総合運動公園	三条市月岡四丁目36番 1 号
しらさぎ森林公園	三条市矢田727番地
三条市かわまち交流拠点施設	三条市上須頃167番地 1
一ノ木戸ポプラ公園	三条市興野一丁目 2 番30号

島田若草公園	三条市島田二丁目18番43号
条南あおば公園	三条市条南町19番31号

附 則

別表第4（第14条、第14条の2関係）

1 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用をする場合

区分	金額
建物、工作物又はこれらの敷地としての土地	市有財産評価額の100分の5に相当する額を基準として市長が定める額
法第7条各号及び令第12条各号に掲げるもの	三条市道路占用料条例（平成17年三条市条例第157号）別表に定める額
その他のもの	市長がその都度定める額

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|---------|--|
| 1 動 産 名 | 除雪ドーザ（8 t 級） |
| 2 動産の規格 | ディーゼルエンジン 4,398 cc 最大除雪幅 2.725m |
| 3 取得数量 | 2台 |
| 4 取得金額 | 24,640,000 円 |
| 5 契 約 者 | 新潟市西区山田 2307 番地 108
日本キャタピラー合同会社新潟営業所
所長 村 山 崇 |

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|---------|---|
| 1 動 産 名 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 動産の規格 | CD-I 型（圧縮空気泡消火装置付） 7 t |
| 3 取得数量 | 1 台 |
| 4 取得金額 | 51,920,000 円 |
| 5 契 約 者 | 新潟市東区材木町3番21号
新潟モリタ株式会社
代表取締役 大 野 嘉 彦 |

令和3年度三条市一般会計補正予算

令和3年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ173,813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,599,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6,702,636	千円 93,828	千円 6,796,464
	2 国庫補助金	2,347,101	93,828	2,440,929
16 県支出金		2,817,848	600	2,818,448
	2 県補助金	875,431	600	876,031
18 寄附金		5	19,529	19,534
	1 寄附金	5	19,529	19,534
19 繰入金		3,702,157	53,656	3,755,813
	2 基金繰入金	3,665,438	53,656	3,719,094
21 諸収入		1,455,627	6,200	1,461,827
	5 雑入	211,199	6,200	217,399
歳 入 合 計		47,425,498	173,813	47,599,311

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,546,344	千円 33,060	千円 4,579,404
	1 総務管理費	3,959,946	33,060	3,993,006
3 民生費		13,808,259	94,545	13,902,804
	1 社会福祉費	6,191,540	6,567	6,198,107
	2 児童福祉費	6,680,022	82,100	6,762,122
	3 生活保護費	928,267	5,878	934,145
4 衛生費		3,574,425	3,876	3,578,301
	1 保健衛生費	2,265,452	3,876	2,269,328
5 労働費		179,410	941	180,351
	1 労働諸費	179,410	941	180,351
6 農林水産業費		877,633	1,097	878,730
	1 農業費	849,258	1,097	850,355
7 商工費		1,915,264	7,745	1,923,009
	1 商工費	1,915,264	7,745	1,923,009
8 土木費		4,985,700	2,040	4,987,740
	4 都市計画費	1,924,068	40	1,924,108
	5 住宅費	200,846	2,000	202,846
10 教育費		5,629,156	30,509	5,659,665
	6 社会教育費	3,111,520	1,498	3,113,018
	7 保健体育費	897,210	29,011	926,221
歳 出 合 計		47,425,498	173,813	47,599,311

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	6,702,636	93,828	6,796,464
16 県支出金	2,817,848	600	2,818,448
18 寄附金	5	19,529	19,534
19 繰入金	3,702,157	53,656	3,755,813
21 諸収入	1,455,627	6,200	1,461,827
歳入合計	47,425,498	173,813	47,599,311

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,546,344	33,060	4,579,404
3 民生費	13,808,259	94,545	13,902,804
4 衛生費	3,574,425	3,876	3,578,301
5 労働費	179,410	941	180,351
6 農林水産業費	877,633	1,097	878,730
7 商工費	1,915,264	7,745	1,923,009
8 土木費	4,985,700	2,040	4,987,740
10 教育費	5,629,156	30,509	5,659,665
歳 出 合 計	47,425,498	173,813	47,599,311

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		24,729	8,331
93,128			1,417
			3,876
			941
			1,097
			7,745
1,300			740
		1,000	29,509
94,428		25,729	53,656

2 歳 入

15 款 国庫支出金（補正額 93,828千円：補正後の額 6,796,464千円）
 2 項 国庫補助金（補正額 93,828千円：補正後の額 2,440,929千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	345,000	93,128	438,128
4 土木費国庫補助金	585,429	700	586,129
計	2,347,101	93,828	2,440,929

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 社会福祉費補助金	5,168	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	5,168
2 児童福祉費補助金	82,082	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	82,082
3 生活保護費補助金	5,878	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	5,878
5 住宅費補助金	700	社会資本整備総合交付金	700

16 款 県支出金（補正額 600千円：補正後の額 2,818,448千円）
 2 項 県補助金（補正額 600千円：補正後の額 876,031千円）

5 土木費県補助金	981	600	1,581
計	875,431	600	876,031

2 住宅費補助金	600	命綱固定アンカー普及促進事業補助金	600
----------	-----	-------------------	-----

18 款 寄附金（補正額 19,529千円：補正後の額 19,534千円）
 1 項 寄附金（補正額 19,529千円：補正後の額 19,534千円）

1 総務費寄附金	2	18,529	18,531
3 教育費寄附金	2	1,000	1,002
計	5	19,529	19,534

1 総務費寄附金	18,529	ふるさと三条応援寄附金	18,529
1 教育費寄附金	1,000	社会教育振興寄附金	1,000

19 款 繰入金（補正額 53,656千円：補正後の額 3,755,813千円）
 2 項 基金繰入金（補正額 53,656千円：補正後の額 3,719,094千円）

1 財政調整基金繰入金	3,270,456	53,656	3,324,112
計	3,665,438	53,656	3,719,094

1 財政調整基金繰入金	53,656	財政調整基金繰入金	53,656
-------------	--------	-----------	--------

15 款 国庫支出金 16 款 県支出金 18 款 寄附金 19 款 繰入金

21款 諸収入（補正額 6,200千円：補正後の額 1,461,827千円）
 5項 雑入（補正額 6,200千円：補正後の額 217,399千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 雑入	211,199	6,200	217,399
計	211,199	6,200	217,399

節		説明	千円
区分	金額		
2 雑入	千円 6,200	各種助成金	6,200

21款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 33,060千円：補正後の額 4,579,404千円）

1 項 総務管理費（補正額 33,060千円：補正後の額 3,993,006千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,699,696	2,380	1,702,076				2,380
5 財政調整基金費	141	18,529	18,670			18,529 寄附金 18,529	
8 まちづくり推進費	848,214	12,151	860,365			6,200 諸収入 6,200	5,951
計	3,959,946	33,060	3,993,006			24,729	8,331

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4 共済費	835	100 人事管理費（人事課）	2,380
11 役務費	1,545	4 社会保険料 11 手数料	835 1,545
24 積立金	18,529	010 財政調整基金費（財務課） 24 財政調整基金積立金	18,529 18,529
1 報酬	4,970	020 ふるさと三条応援寄附金推進事業費（税務課）	5,951
3 職員手当等	453	1 マーケティング特任専門員報酬	4,970
8 旅費	28	3 期末手当 8 費用弁償	453 28
12 委託料	500	12 マーケティング特任専門員確保コンサルタント業務委託料	500
18 負担金、補助及び交付金	6,200	080 コミュニティ支援事業費（地域経営課） 18 コミュニティ助成事業助成金	6,200 6,200

3 款 民生費（補正額 94,545千円：補正後の額 13,902,804千円）

1 項 社会福祉費（補正額 6,567千円：補正後の額 6,198,107千円）

1 社会福祉総務費	899,108	6,216	905,324	5,168 国庫支出金 5,168		1,048
4 老人福祉費	3,020,623	351	3,020,974			351
計	6,191,540	6,567	6,198,107	5,168		1,399

10 需用費	5	050 総合福祉センター費（福祉課）	1,048
11 役務費	63	18 公共施設運営協力金	1,048
18 負担金、補助及び交付金	6,148	060 生活困窮者自立支援事業費（福祉課）	5,168
		10 消耗品費	5
		11 通信料	52
		11 手数料	11
		18 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	5,100
18 負担金、補助及び交付金	351	020 高齢者生きがい対策事業費（高齢介護課）	153
		18 公共施設運営協力金	153
		080 高齢者福祉施設費（高齢介護課）	198
		18 公共施設運営協力金	198

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費（補正額 94,545千円：補正後の額 13,902,804千円）
 2 項 児童福祉費（補正額 82,100千円：補正後の額 6,762,122千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	490,061	82,082	572,143	82,082 国庫支出金 82,082			
5 児童福祉施設費	278,938	18	278,956				18
計	6,680,022	82,100	6,762,122	82,082			18

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
10 需用費	410	105 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費（子育て支援課）……………	82,082
11 役務費	222	10 消耗品費	300
		10 印刷製本費	110
17 備品購入費	500	11 通信料	122
		11 手数料	100
18 負担金、補助及び交付金	80,950	17 庁用器具費	500
		18 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金	80,950
18 負担金、補助及び交付金	18	050 子育て拠点施設費（子育て支援課）……………	18
		18 公共施設運営協力金	18

3 款 民生費（補正額 94,545千円：補正後の額 13,902,804千円）
 3 項 生活保護費（補正額 5,878千円：補正後の額 934,145千円）

1 生活保護総務費	53,068	5,878	58,946	5,878 国庫支出金 5,878			
計	928,267	5,878	934,145	5,878			

11 役務費	1,775	020 一般経費（福祉課）……………	5,878
		11 通信料	1,775
17 備品購入費	4,103	17 庁用器具費	4,103

4 款 衛生費（補正額 3,876千円：補正後の額 3,578,301千円）
 1 項 保健衛生費（補正額 3,876千円：補正後の額 2,269,328千円）

1 保健衛生総務費	603,611	3,876	607,487				3,876
計	2,265,452	3,876	2,269,328				3,876

11 役務費	3,876	090 新型コロナウイルス感染症対策費（健康づくり課）……………	3,876
		11 手数料	3,876

5 款 労働費（補正額 941千円：補正後の額 180,351千円）
 1 項 労働諸費（補正額 941千円：補正後の額 180,351千円）

1 勤労青少年ホーム費	18,092	941	19,033				941
-------------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

18 負担金、補助及び交付金	941	010 勤労青少年ホーム費（商工課）……………	941
		18 公共施設運営協力金	941

3 款 民生費 4 款 衛生費 5 款 労働費

5 款 労働費（補正額 941千円：補正後の額 180,351千円）
 1 項 労働諸費（補正額 941千円：補正後の額 180,351千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	179,410	941	180,351				941

節		説明	千円
区分	金額		
	千円		千円

6 款 農林水産業費（補正額 1,097千円：補正後の額 878,730千円）
 1 項 農業費（補正額 1,097千円：補正後の額 850,355千円）

3 農業振興費	560,728	1,097	561,825				1,097
計	849,258	1,097	850,355				1,097

18 負担金、補助及び交付金	1,097	070 農業振興施設費（農林課）	1,097
		18 公共施設運営協力金	1,097

7 款 商工費（補正額 7,745千円：補正後の額 1,923,009千円）
 1 項 商工費（補正額 7,745千円：補正後の額 1,923,009千円）

2 商工振興費	1,577,598	397	1,577,995				397
4 観光費	171,859	7,348	179,207				7,348
計	1,915,264	7,745	1,923,009				7,745

18 負担金、補助及び交付金	397	090 三条鍛冶道場費（商工課）	140
		18 公共施設運営協力金	140
		100 ものづくり拠点施設費（商工課）	257
		18 公共施設運営協力金	257
18 負担金、補助及び交付金	7,348	020 観光施設費（営業戦略室）	7,348
		18 公共施設運営協力金	7,348

8 款 土木費（補正額 2,040千円：補正後の額 4,987,740千円）
 4 項 都市計画費（補正額 40千円：補正後の額 1,924,108千円）

2 公園費	101,026	40	101,066				40
計	1,924,068	40	1,924,108				40

18 負担金、補助及び交付金	40	010 公園施設管理費（建設課）	40
		18 公共施設運営協力金	40

8 款 土木費（補正額 2,040千円：補正後の額 4,987,740千円）
 5 項 住宅費（補正額 2,000千円：補正後の額 202,846千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅管理費	千円 200,846	千円 2,000	千円 202,846	千円 1,300 国庫支出金 700 県支出金 600	千円	千円	千円 700
計	200,846	2,000	202,846	1,300			700

節		説明	金額
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 2,000	070 住宅雪対策事業費（建築課） 18 高齢者世帯等命綱固定アンカー設置補助金	千円 2,000 2,000

10 款 教育費（補正額 30,509千円：補正後の額 5,659,665千円）
 6 項 社会教育費（補正額 1,498千円：補正後の額 3,113,018千円）

2 社会教育振興費	2,813,836	1,496	2,815,332			1,000 寄附金 1,000	496
3 公民館費	133,157	2	133,159				2
計	3,111,520	1,498	3,113,018			1,000	498

17 備品購入費	1,000	030 生涯学習施設費（生涯学習課） 17 図書購入費	1,496 1,000
18 負担金、補助及び交付金	496	18 公共施設運営協力金	496
18 負担金、補助及び交付金	2	010 公民館運営費（生涯学習課） 18 公共施設運営協力金	2 2

10 款 教育費（補正額 30,509千円：補正後の額 5,659,665千円）
 7 項 保健体育費（補正額 29,011千円：補正後の額 926,221千円）

3 体育施設費	309,520	29,011	338,531				29,011
計	897,210	29,011	926,221				29,011

18 負担金、補助及び交付金	29,011	010 社会体育施設費（健康づくり課） 18 公共施設運営協力金	29,011 29,011
----------------	--------	-------------------------------------	------------------

報第 1 号

専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、三条市税条例等の一部を改正する条例（令和3年三条市条例第17号）を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じ、三条市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 3 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

三条市税条例等の一部を改正する条例

(三条市税条例の一部改正)

第1条 三条市税条例(平成17年三条市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第22条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第25条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第34条の15第3項」を加える。

第25条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第34条の14第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第34条の15に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2

の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第70条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30

項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項を削り、同条第 24 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 25 項を同条第 23 項とし、同条第 26 項中「同意導入促進基本計画」の次に「（生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第 64 条」に改め、同項を同条第 24 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度

から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「平成 30 年法律第 3 号」を「令和 3 年法律第 7 号」に、「附則第 22 条第 1 項」を「附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第 16 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 2 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 17 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中

「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 72 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 72 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 72 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から

令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 18 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 28 条第 2 項中「令和 3 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 32 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

(三条市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 三条市税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年三条市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、三条市税条例第 34 条の 4 第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 52 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 52 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改める。

第 2 条のうち、三条市税条例第 34 条の 5 第 4 項の改正規定中「第 31 項」に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加える。

第 2 条のうち、三条市税条例第 34 条の 7 の改正規定中「第 34 条の 7 第 4 項」を「第 34 条の 7 第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改める。

第 2 条のうち、三条市税条例附則第 4 条第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条の 2 第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

(三条市都市計画税条例の一部改正)

第 3 条 三条市都市計画税条例（平成 17 年三条市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 8 項の前の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 9 項及び第 10 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 11 項及び第 12 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 項の前の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度

から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 16 項の前の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年法律第 3 号」を「令和 3 年法律第 7 号」に、「附則第 22 条第 1 項」を「附則第 14 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中三条市税条例第 22 条の 7 第 1 項の改正規定及び次条第 1 項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の三条市税条例（以下「新条例」という。）第 22 条の 7 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第 1 条の規定による改正前の三条市税条例（以下「旧条例」という。）第 22 条の 7 第 1 項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第 25 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 25 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 25 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 25 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 25 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 25 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 25 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第 41 項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)

(中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 第3条の規定による改正後の三条市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第 1 号参考

三条市税条例（抜粋）

（寄附金税額控除）

第22条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第9号までに掲げるものに関しては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)
- (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第25条の3の2

- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。
- (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3の3

- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法に

より提供することができる。

(特別徴収税額)

第34条の14 第34条の13の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第34条の16第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年に支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第34条の9及び第34条の10の規定を適用して計算した税額

(環境性能割の税率)

第70条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

- 3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 6 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 18 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第26項において同じ。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。
- 24 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零)とする。
- (土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税

の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第

2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第122条の7第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第122条の7第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第16条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第70条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の2の2

2 新潟県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課

徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属
する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第72条の規定の適用について
は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ）a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ）b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第
72条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月
31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の
種別割に限り、当該軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に

初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第18条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第28条

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第55条の規定は適用しない。

三条市税条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（三条市税条例の一部改正）

第2条 三条市税条例の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に、「延長の」を「延長が」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第10条の2中「及び第4項」を削る。

第12条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改め、「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第19条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第19条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第34条の4第10項から第12項まで」を「第34条の4第9項から第16項まで」に改める。

第19条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第34条の4第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38

項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第34条の5第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に、「にとし」を「とし」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2

条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第34条の7第4項から第6項までを削る。

第85条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条第2項中「及び第4項」を削る。

三条市都市計画税条例（抜粋）

附 則

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第39項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 8 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定

める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに

係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
- （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 13 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分

の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（平成30年度から令和2年度までの各年度分の用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）

- 16 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

専決処分報告について

職員の退職に伴う退職手当のほか、三条市立大学の入学金の増や寄附採納に伴う財政調整基金等への積立金の執行が急を要するため、令和2年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 2 年度三条市一般会計補正予算

令和 2 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 83,728 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,371,567 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 3 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		千円 607,495	千円 4,230	千円 611,725
	2 手数料	404,325	4,230	408,555
18 寄附金		727,646	68,964	796,610
	1 寄附金	727,646	68,964	796,610
19 繰入金		5,426,002	10,534	5,436,536
	2 基金繰入金	5,405,889	10,534	5,416,423
歳 入 合 計		68,287,839	83,728	68,371,567

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 11,842,688	千円 83,728	千円 11,926,416
	1 総務管理費	11,189,628	83,728	11,273,356
歳 出 合 計		68,287,839	83,728	68,371,567

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 使用料及び手数料	607,495	4,230	611,725
18 寄附金	727,646	68,964	796,610
19 繰入金	5,426,002	10,534	5,436,536
歳入合計	68,287,839	83,728	68,371,567

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	11,842,688	83,728	11,926,416
歳 出 合 計	68,287,839	83,728	68,371,567

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		73,194	10,534
		73,194	10,534

2 歳 入

1 4 款 使用料及び手数料（補正額 4,230千円：補正後の額 611,725千円）

2 項 手数料（補正額 4,230千円：補正後の額 408,555千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務手数料	63,282	4,230	67,512
計	404,325	4,230	408,555

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 総務手数料	4,230	大学入学金	4,230

1 8 款 寄附金（補正額 68,964千円：補正後の額 796,610千円）

1 項 寄附金（補正額 68,964千円：補正後の額 796,610千円）

1 総務費寄附金	716,478	68,964	785,442
計	727,646	68,964	796,610

1 総務費寄附金	68,964	新型コロナウイルス感染症対策寄附金 ふるさと三条応援寄附金	150 68,814
----------	--------	----------------------------------	---------------

1 9 款 繰入金（補正額 10,534千円：補正後の額 5,436,536千円）

2 項 基金繰入金（補正額 10,534千円：補正後の額 5,416,423千円）

1 財政調整基金繰入金	4,378,398	10,534	4,388,932
計	5,405,889	10,534	5,416,423

1 財政調整基金繰入金	10,534	財政調整基金繰入金	10,534
-------------	--------	-----------	--------

1 4 款 使用料及び手数料 1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 83,728千円：補正後の額 11,926,416千円）

1 項 総務管理費（補正額 83,728千円：補正後の額 11,273,356千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,965,248	10,684	1,975,932			150 寄附金 150	10,534
5 財政調整基金費	729,569	73,044	802,613			73,044 使用料及び 手数料 4,230 寄附金 68,814	
計	11,189,628	83,728	11,273,356			73,194	10,534

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 職員手当等	10,534	010 職員人件費（人事課） 3 退職手当	10,534
24 積立金	150	060 一般経費（政策推進課） 24 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金	150
24 積立金	73,044	010 財政調整基金費（財務課） 24 財政調整基金積立金	73,044

2 款 総務費

専決処分報告について

建設改良費の翌年度への繰越しによる課税仕入れの減少等に伴い増額する消費税及び地方消費税の執行が急を要するため、令和2年度三条市水道事業会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 2 年度三条市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度三条市水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度三条市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第 1 款 水道事業費用	2,018,545	27,047	2,045,592
第 2 項 営業外費用	53,514	27,047	80,561

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 3 年 3 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

補正予算に関する説明書第1号

令和2年度三条市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			千円	千円	千円		千円	
1	水道 事業 費用		2,018,545	27,047	2,045,592			
	2	営業 外用	53,514	27,047	80,561			
		2	消費 税及 び地 方消 費税	27,047	43,630	消費税 及び地 方消費 税	27,047	消費税 及び地 方消費 税納付 額

専決処分報告について

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の給付及び嵐南公民館大集会室の空調設備の入替えに要する経費の執行が急を要するため、令和3年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 3 年度三条市一般会計補正予算

令和 3 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 76,112 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,405,792 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 3 年 4 月 14 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6,643,794	千円 58,842	千円 6,702,636
	2 国庫補助金	2,288,259	58,842	2,347,101
19 繰入金		3,678,081	4,370	3,682,451
	2 基金繰入金	3,641,362	4,370	3,645,732
22 市債		7,200,900	12,900	7,213,800
	1 市債	7,200,900	12,900	7,213,800
歳 入 合 計		47,329,680	76,112	47,405,792

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 13,749,417	千円 58,842	千円 13,808,259
	2 児童福祉費	6,621,180	58,842	6,680,022
10 教育費		5,611,886	17,270	5,629,156
	6 社会教育費	3,094,250	17,270	3,111,520
歳 出 合 計		47,329,680	76,112	47,405,792

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公 民 館 整 備 事 業 費	千円 12,200	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件に より、銀行そ 他の場合には 、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期限を短縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。	千円 25,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件に より、銀行そ 他の場合には 、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期限を短縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	6,643,794	58,842	6,702,636
19 繰入金	3,678,081	4,370	3,682,451
22 市債	7,200,900	12,900	7,213,800
歳入合計	47,329,680	76,112	47,405,792

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	13,749,417	58,842	13,808,259
10 教育費	5,611,886	17,270	5,629,156
歳 出 合 計	47,329,680	76,112	47,405,792

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
58,842			
	12,900		4,370
58,842	12,900		4,370

2 歳 入

15款 国庫支出金（補正額 58,842千円：補正後の額 6,702,636千円）

2項 国庫補助金（補正額 58,842千円：補正後の額 2,347,101千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	286,158	58,842	345,000
計	2,288,259	58,842	2,347,101

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	58,842	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	58,842

19款 繰入金（補正額 4,370千円：補正後の額 3,682,451千円）

2項 基金繰入金（補正額 4,370千円：補正後の額 3,645,732千円）

1 財政調整基金繰入金	3,246,380	4,370	3,250,750
計	3,641,362	4,370	3,645,732

1 財政調整基金繰入金	4,370	財政調整基金繰入金	4,370
-------------	-------	-----------	-------

22款 市債（補正額 12,900千円：補正後の額 7,213,800千円）

1項 市債（補正額 12,900千円：補正後の額 7,213,800千円）

7 教育債	1,292,200	12,900	1,305,100
計	7,200,900	12,900	7,213,800

4 社会教育債	12,900	公民館整備事業費充当債	12,900
---------	--------	-------------	--------

15款 国庫支出金 19款 繰入金 22款 市債

3 歳 出

3 款 民生費（補正額 58,842千円：補正後の額 13,808,259千円）

2 項 児童福祉費（補正額 58,842千円：補正後の額 6,680,022千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	431,219	58,842	490,061	58,842 国庫支出金 58,842			
計	6,621,180	58,842	6,680,022	58,842			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
10 需用費	255	105 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費（子育て支援課）…………… 58,842
11 役務費	187	10 消耗品費 200
		10 印刷製本費 55
12 委託料	2,200	11 通信料 94
		11 手数料 93
18 負担金、補助及び交付金	56,200	12 業務システム開発等委託料 2,200
		18 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金 56,200

10 款 教育費（補正額 17,270千円：補正後の額 5,629,156千円）

6 項 社会教育費（補正額 17,270千円：補正後の額 3,111,520千円）

3 公民館費	115,887	17,270	133,157		12,900 市債 12,900		4,370
計	3,094,250	17,270	3,111,520		12,900		4,370

14 工事請負費	17,270	030 公民館整備費（生涯学習課）…………… 17,270
		14 工事請負費 17,270

専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症対策に係る経費及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家の一部除却に要する経費の執行が急を要するため、令和3年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 3 年度三条市一般会計補正予算

令和 3 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 19,706 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,425,498 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 3 年 5 月 13 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 3,682,451	千円 19,706	千円 3,702,157
	2 基金繰入金	3,645,732	19,706	3,665,438
歳入合計		47,405,792	19,706	47,425,498

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,546,106	千円 238	千円 4,546,344
	1 総務管理費	3,959,708	238	3,959,946
4 衛生費		3,554,957	19,468	3,574,425
	1 保健衛生費	2,245,984	19,468	2,265,452
歳出合計		47,405,792	19,706	47,425,498

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	3,682,451	19,706	3,702,157
歳入合計	47,405,792	19,706	47,425,498

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,546,106	238	4,546,344
4 衛生費	3,554,957	19,468	3,574,425
歳 出 合 計	47,405,792	19,706	47,425,498

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			238
			19,468
			19,706

2 歳 入

19款 繰入金（補正額 19,706千円：補正後の額 3,702,157千円）

2項 基金繰入金（補正額 19,706千円：補正後の額 3,665,438千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	3,250,750	19,706	3,270,456
計	3,645,732	19,706	3,665,438

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	19,706	財政調整基金繰入金	19,706

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 238千円：補正後の額 4,546,344千円）

1 項 総務管理費（補正額 238千円：補正後の額 3,959,946千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,699,458	238	1,699,696				238
計	3,959,708	238	3,959,946				238

節		説 明	千円
区 分	金 額		
11 役務費	238	100 人事管理費（人事課） 11 手数料	238

4 款 衛生費（補正額 19,468千円：補正後の額 3,574,425千円）

1 項 保健衛生費（補正額 19,468千円：補正後の額 2,265,452千円）

1 保健衛生総務費	602,036	1,575	603,611				1,575
2 予防費	856,828	11,440	868,268				11,440
5 環境衛生費	201,615	6,453	208,068				6,453
計	2,245,984	19,468	2,265,452				19,468

11 役務費	1,575	090 新型コロナウイルス感染症対策費（健康づくり課） 11 手数料	1,575
17 備品購入費	11,440	030 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（健康づくり課） 17 庁用器具費	11,440
14 工事請負費	6,453	030 空家等対策事業費（環境課） 14 工事請負費	6,453

2 款 総務費 4 款 衛生費

諮第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員若林誠は、令和3年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和3年6月14日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	若 林 誠	

諮第 1 号参考

若 林 誠 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。